

世田谷区みどりの行動計画及び生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和6年度～令和9年度）（素案）に対する区民意見及び区の考え方について

1 件名

世田谷区みどりの行動計画及び生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和6年度～令和9年度）（素案）への区民意見募集

2 実施概要

期間：令和5年9月15日（金）～10月6日（金）

広報：区のおしらせ、ホームページ

閲覧場所：みどり政策課、各総合支所街づくり課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館

3 意見の提出人数と件数

人数：8人（ホームページ8人） 件数：23件

【内訳】

分類（取り組み方針）	件数
みどりの基本計画や行動計画全体に対する意見	3件
国分寺崖線の保全に対する意見	1件
農のみどりの継承に対する意見	3件
公園緑地の整備に対する意見	3件
公園緑地の管理運営に対する意見	1件
民有地のみどりづくりに対する意見	6件
みどりに関する普及啓発に対する意見	4件
その他	2件

4 意見の概要、意見に対する区の考え方

別紙のとおり。

みどりの基本計画や行動計画全体に対する意見（3件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	行動計画の内容について、概ね評価できる。今後の一層の推進と充実、新たな視点も取り入れての展開も望む	今後も世田谷区みどりの基本計画及び行動計画に基づき、関係所管・団体等と連携しながら着実に事業を推進していきます。
2	区内全体で33%を目指すより、地域に見合った目標があってもいいのではないか	「世田谷みどり33」については、行動計画に基づき着実に事業を推進するとともに、地域の課題や実情に合わせて取り組みを進めていきます。また、世田谷らしい多様なみどりを確保するため、次期みどりの基本計画の策定に当たっては、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
3	本計画の進捗状況が分かるような「ツアー」を開催して欲しい	行動計画等の進捗状況については、第4章に記載の通り、毎年、関係部署等に調査・確認を行うとともに、区ホームページにより公表を行っていきます。

国分寺崖線の保全に対する意見（1件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
4	自然環境の整備を進めてほしい。国分寺崖線や、崖線に近い農地や緑地を一体的に保全することで、貴重な環境を保護してもらいたい	<p>国分寺崖線周辺の貴重な自然を守り育むため、国分寺崖線上の樹林地等を区が取得し、公園緑地として保全整備するほか、民有地の樹林地や樹木を保全するため、特別緑地保全地区、市民緑地、特別保護区、保存樹木・保存樹林地などの諸制度を活用するとともに、民有地のみどりの保全に有効な制度についての検討や諸制度の周知機会の拡充に努めていきます。</p> <p>また、農地については、区では平成21年に農地保全方針を策定し、農地の保全を進めています。</p> <p>国分寺崖線における農地や緑地は、みどりを構成する重要な要素となっていることから、次期「みどりの基本計画」の策定過程において、更なる保全に向けた新たな施策を検討するなど、今後も引き続き、関係所管と連携して取り組みを進めていきます。</p>

農のみどりの継承に対する意見（3件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
5	駅に近い地区での農地の宅地転用と、そうでない地区の農地保全を両立して欲しい	区では、平成21年に農地保全方針を策定し、農地保全重点地区内において、農業振興等拠点として活用できる農地を農業公園として都市計画決定し、相続などで土地所有者が農地を手放さざる得なくなった時に、区が農地を取得し、農業公園として整備をすることで、農の風景と体験の場として長期的に保全を進めています。

		<p>また、生産緑地地区の追加指定や農地の貸借など農地保全の取り組みは、農地保全重点地区外も含めて、地区の特性を限定せずに進めています。</p> <p>引き続き、環境、防災、食育など多様な機能を有する農地の保全に向けて、関係所管が連携して取り組みを進めていきます。</p>
6	駅から遠い遊休地となっている農地を区内給食向けの野菜工場に出来ないか	<p>区内の農家が所有する農地は小規模な畑が多数を占め、各農家が地域のニーズ等に合わせて、少量多品目を栽培しており、区立小・中学校の給食で必要となる量を確保することは難しい状況です。一方、農地に置くことができる施設等には制限があり、工場等の設置はできません。</p> <p>ご意見を参考とさせていただきながら、今後も引き続き、農地保全・農業振興に取り組んでいきます。</p>
7	区は実質的に放置されている農地の活用に関与して、みどりの保全と活用を進めて欲しい	<p>区では、平成21年に農地保全方針を策定し、方針に基づき指定した7つの農地保全重点地区内において、農業振興等拠点として活用できる農地を農業公園として都市計画決定し、相続などで土地所有者が農地を手放さざる得なくなった時に、区が農地を取得し、農業公園として整備をすることで、農の風景と体験の場として長期的に保全を進めています。現在、喜多見農業公園など、3つの農業公園が開園しており、収穫体験イベントなどを行っています。</p> <p>また、区では現在21か所の区民農園を運営しており、これらは営農が難しくなった農地所有者様の農地を区が借り受けて区民農園として整備し、区民に区画を貸し出す形で実施しています。平成30年の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行により生産緑地の貸借が以前より行いやすくなり、区内でも本制度において区民農園以外に12件（令和5年10月末時点）の貸借がされています。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し制度活用や事業を効果的に行うことで、農地保全及び農業振興に取り組み、みどりの保全・活用に寄与していきます。</p>

公園緑地の整備に対する意見（3件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
8	区が買い取った土地はプレーパークなどの公園として活用し、みどりが極端に減少することのないよう区として関与してもらいたい	公園緑地などの整備にあたっては、生物多様性に配慮し、景観形成など地域環境にも寄与する空間となるよう、区民の皆様の意見を取り入れながら、緑豊かで魅力のある公園緑地を増やしていきます。
9	北烏山7丁目に予定されている公園予定地は、一部の住民だけ	公園の規模や種類に応じて、区民参加型ワークショップや利用者アンケート等多様な手法により、計画から管理・

	でなく地域住民の意見を取り入れ、子どもたちが伸び伸びと遊べる公園にしてほしい。また、公園管理協定は一部の団体に永年任せることなく、都度見直しをしてもらいたい	運営まで区民参加を進めるとともに、参加・協働による仕組みを設けながら、魅力ある公園づくりの推進に努めていきます。 また、プレーパーク活動を含めて公園の運営には近隣住民の理解と協力が不可欠です。遊びや散策、清掃活動（管理協定団体）など、子どもから大人まで、公園には様々な利用があります。皆さんが気持ちよく公園を利用するためには、お互いを認め、思いやり、ゆずり合う気持ちこそが大切です。新しい公園の整備も同様の考え方で進めていくこととなります。
10	日大アメフト部の練習場を買い取って公園にして欲しい	引き続き、公園の配置等を踏まえながら、区全体としてより一層の公園の整備を推進していきます。

公園緑地の管理運営に対する意見（1件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
11	街路樹や公園の樹木の考え方や管理の在り方を再考して欲しい（無理に剪定されている等、雑に扱われている樹木が散見される）	街路樹は特に樹木の育成にとって過酷な状況にあります。地上・地下の構造物や舗装に囲まれ、根も枝も本来の伸長、成育が不可能な状態であり、昨今の気候変動や生態系の変化により病害虫の影響も目立っています。倒木、枝折れがないように、安全面からの管理が主体となっております。 しかしながら、街路樹や公園の樹木などは、地域に存在する貴重な街の財産としての保全も必要と考えます。今後とも、様々な角度から管理・活用に関する方策を検討し、樹木の適切な維持管理に努めていきます。

民有地のみどりづくりに対する意見（6件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
12	戸建て住宅の生垣等に対する維持管理費用を支援して欲しい	樹木等の維持管理における支援については、高枝切りばさみの無料貸し出しや庭木の手入れ講習会の開催のほか、一定の基準を満たす保存樹木として指定した場合は、所有者の行う維持管理の一部（整枝剪定等）を支援しています。今後も世田谷区のみどりを保全・創出していくため、ご意見を踏まえ、既存の助成制度等の活用を含め、様々な施策を検討していきます。
13	民営及び区営駐車場の緑化について、敷地面積に関わらず、敷地面積の10～30%程度の緑化を義務付けて欲しい	区では、敷地面積が150㎡以上の建築物の建築時には原則として敷地内の緑化が必要となるため、規模の大きな店舗や集合住宅、公共施設の敷地に含まれる駐車場の多くは、敷地内緑化の一部として緑化が行われています。収容能力が20台以上の自動車駐車場を設置する場合にも、駐車場敷地の一部を緑化することを求めています。

		<p>また、事業用等駐車場緑化、接道部緑化の助成制度を設けており、駐車場について一定の条件により緑化費用の一部を助成しています。今後とも、区民や事業者への普及啓発にも積極的に取り組み、引き続き、駐車場の緑化を進めていきます。</p>
14	<p>屋上・壁面緑化実施による建蔽率や容積率の緩和を実施して欲しい</p>	<p>建ぺい率や容積率の緩和は建築基準法に基づくため、現時点では緑化による緩和はありません。</p> <p>一方で、一定規模以上の敷地を持つ建築計画においては、公共空間を設け緑化することにより、容積率を緩和する制度はあります。いただいたご意見は、今後の政策の参考にさせていただきます。</p>
15	<p>戸建て住宅の開発について、世田谷区みどりの基本条例や都市計画等から、何らかの策を講じて欲しい</p>	<p>区ではみどりの基本条例に基づき、区域面積 500 m²以上の宅地造成等、開発行為についても緑化基準を定めています。開発後に、戸建分譲等、面積 250 m²未満の敷地への分割を予定している場合でも、地上部の緑化基準や樹木本数基準、接道部緑化基準等を満たすことを求めています。</p> <p>引き続き、みどりの基本条例に基づく建築時や開発時の緑化を進めていきます。</p>
16	<p>公道等にはみ出ているなど、手入れが不十分な植栽について、区が指導や行政代執行を行って欲しい</p>	<p>公道にはみ出した枝木については、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合、道路法に基づき、その管理者に適正な管理をお願いしています。そのうえで適切な措置が講じられず、「危険を防止するため特に必要があると認める場合」は措置命令を発することができます。</p> <p>なお、この命令に従わず、「他の手段によってその履行を確保することが困難」であり、かつ「著しく公益に反する」と認められれば、行政代執行を行います。</p>
17	<p>落ち葉や除草した草を、資源として一般家庭からも収集することを検討して欲しい</p>	<p>一般家庭からの落ち葉や除草した草を資源として取り扱うには、資源化できる事業者の確保が困難な状況です。引き続き造園業者等が切った剪定枝等の緑化廃棄物の再資源化を進め、みどりの再生利用を通じた施策の推進に取り組んでまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

みどりに関する普及啓発に対する意見（4件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
18	<p>区で行っている普及啓発等の講座やイベントについて「その後の行動変容」まで追って、次の計画に繋げて欲しい</p>	<p>区では、住民による自主的なみどりの保全や創出が行えるよう、みどりの管理方法などの基礎知識が学べる講習会等を実施しています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、講習会の実施にあたっては、アンケートの実施等、みどりに対する行動変容について効</p>

		果検証の手法を検討していきます。
19	ちょっとしたみどりの講習会など、小規模なみどりの活動について区が後押しして欲しい	<p>ちょこっと空間づくり講習会については、令和元年度まで対面での講座を実施していましたが、現在は世田谷動画（区公式 Youtube）にて講習会内容の動画を配信しています。誰でも・どこでも・いつでも気軽に視聴いただけるよう、今後も継続して配信していきます。</p> <p>また、「まちの生きものしらべ」については現在も継続して実施していますが、ご意見をいただきましたように、”ちょこっとやりたい気持ち”でより手軽に参加できるよう、実施手法を検討していきます。</p>
20	子ども・親・ボランティアなど、異世代ミックスで生きものと関わる活動を行いたい	<p>区では区立小学校4年生を対象に、生きものの専門家を派遣し、身近な公園などで生きものや自然観察を行う「みどりの出前講座」を実施しています。</p> <p>また、区公式 Youtube での自然観察動画の配信や区ホームページにおける自然観察資料の公開など、広くみどりや生きものに対する普及啓発に取り組んでおり、今後も更なる拡充に努めていきます。</p>
21	身近な場所で、生きもの観察会、庭に植栽を増やす方法など「小さな出前講座」を提案したい	<p>現在、区立小学校等で実施している「みどりの出前講座」や「専門家派遣制度」などについては、より多くの方に参加いただけるよう、実施手法を検討していきます。</p> <p>また、ガーデニングフェアでの見本庭園の紹介や寄せ植え講習会、区民まつりでの種子の配布や生きものしらべなど多様な手法により、一人でも多くの方にみどりや生物多様性に関心を持っていただけるよう、取り組んでいきます。</p>

その他（2件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
22	地球温暖化対策地域推進計画に、商業地における太陽光発電システム設置促進を含めることを検討して欲しい	ご意見は関係所管と共有し、今後の参考とさせていただきます。
23	区内公園におけるシェアサイクルを拡充して欲しい	<p>区全域へのシェアサイクルポートの拡充は民間シェアサイクル事業者だけでは対応が難しいことから、区としても区役所や区立公園など公有地の一部に駐輪スペースを捻出し、事業者へ提供しているところです。</p> <p>今後も公有地・民有地へのポート設置を拡充し、区民の移動利便性の向上に努めていきます。</p>